

市有地貸付のご案内

(一般競争入札)

2026年1月22日 入札実施



町田市

目 次

1. 一般競争入札の概要

一般競争入札による市有地貸付けの流れ……………	P 3
貸付物件（一覧表）……………	P 4

2. 物件案内……………P 5

物件調書、案内図、物件詳細図、現地写真

3. 一般競争入札参加案内……………P 1 1

入札の対象とする物件、参加資格、参加の手続、参加申込時に必要な書類（複写可）、参加の受付期間・受付場所及び郵送先、入札保証金、入札及び開札の日時・場所、入札、開札、入札の無効、落札者、入札の回数、くじによる落札者の決定、契約の説明会、契約の締結、契約の確定、貸付料の支払い、物件の引き渡し及びその他の費用等、用途の指定・制限等

4. 提出書式

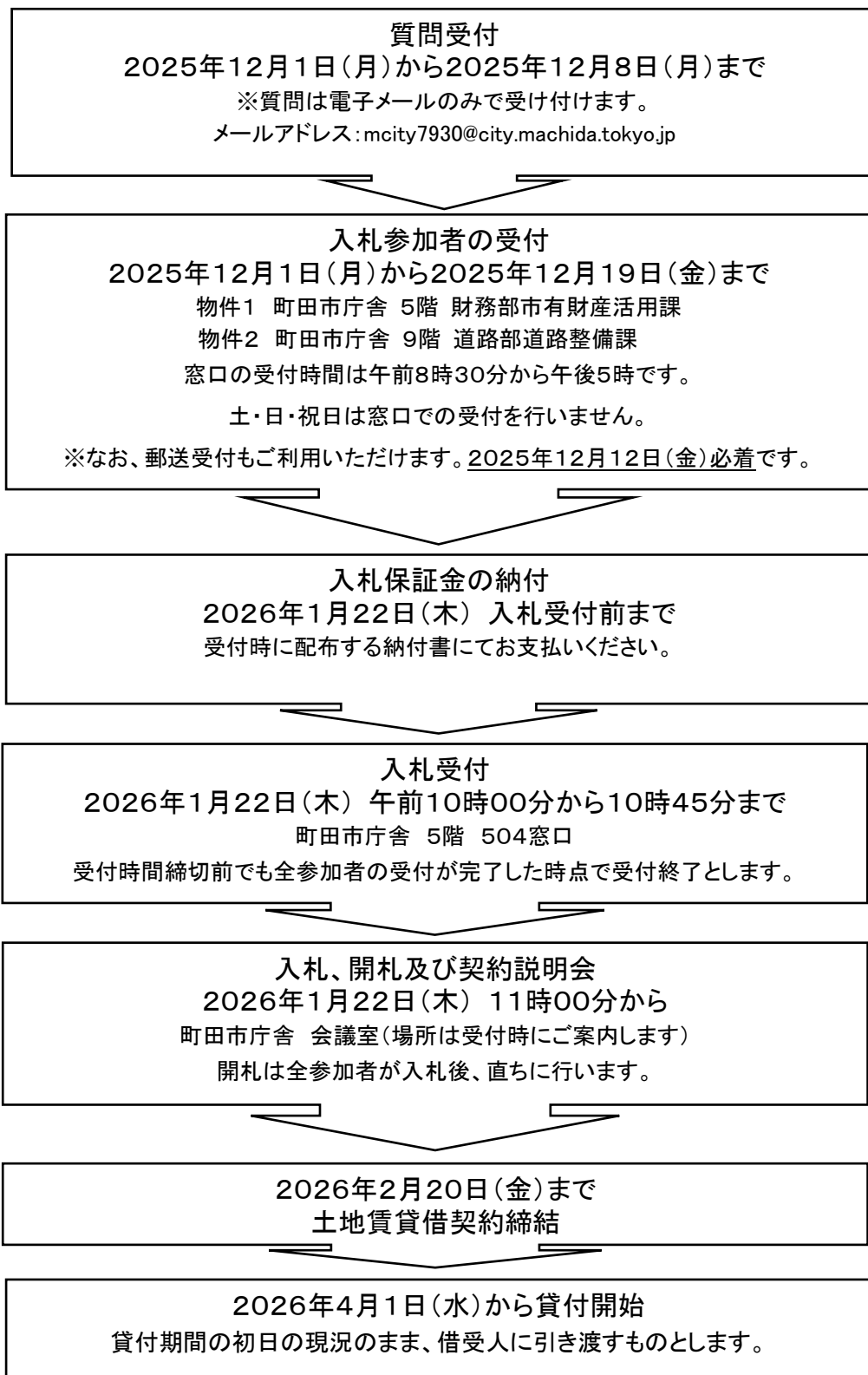
・ 一般競争入札参加申込書兼受付書（様式①）……………	P 1 7
・ 誓約書（様式②）……………	P 1 9
・ 委任状（様式③）……………	P 2 1

◇参考資料

・ 土地賃貸借契約書（案）……………	P 2 3
・ 関係法令……………	P 2 9

1. 一般競争入札の概要

一般競争入札による市有地貸付けの流れ



以上で手続きは終了となります

貸 付 物 件（一覧表）

物件 番号	所在・地番	地目	貸付 面積 (㎡)	用途地域	貸付 期間	指定用途	最低貸付 価格 (月 額 ・ 円)
1	町田市大蔵町 520 番 2 外 3 筆	公衆用 道路	274	第一種低 層住居専 用地域	5 年	駐車場等 (用途地域に準ずる こと) ※高圧線の線下地の ため建物の建設不可	36,100
2	町田市玉川学園 7 丁目 3535 番 186 外 3 筆	宅地	341	第一種低 層住居専 用地域	5 年	駐車場等 (用途地域に準ずる こと)	51,419

※貸付期間は2026年4月1日から2031年3月31日です。

※現地説明会は開催しません。入札参加案内・契約書（案）の内容、現況及び利用制限等を確認の上、お申込みください。また、物件の引渡しは2026年4月1日時点における現状有姿で行います。必ず現地をご確認ください。

2. 物件案内

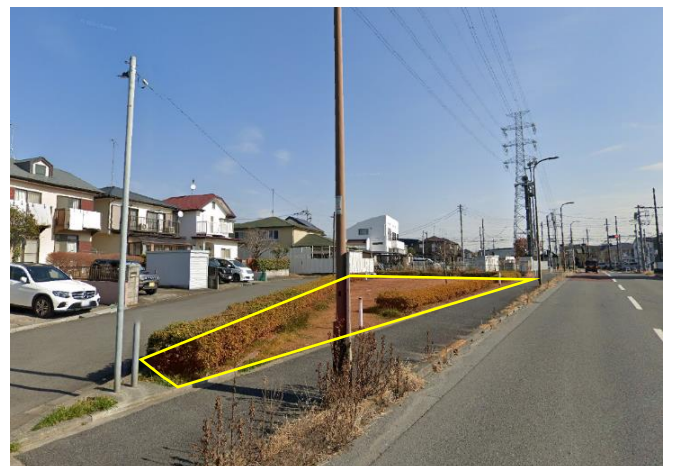
物件番号	1
------	---

物件調書

物件の表示	所在・地番	東京都町田市大蔵町字大蔵 520 番 2 外 3 筆（521 番 2、521 番 4、520 番 4）				
	登記簿地積及び貸付面積	4 筆計 274 m ²	地目	4 筆とも公衆用道路	形状	三角形状
道路幅員及び接面状況等		鶴川 286 号線に南北で接している（本物件は、道路に挟まれたアイランド状）。南側の道路幅員は歩道込みで 12m、北側は生活道路で歩道なしの約 4.93m。				
法令等に基づく制限	区域区分	市街化区域		日影規制	3H、2H、1.5m	
	用途地域	第一種低層住居専用地域		特別用途地区	—	
	指定建蔽率	40%		指定容積率	80%	
	高度地区	第一種高度地区		防火準防火地域	指定なし（建築基準法第 22 条による区域）	
	その他の制限	宅地造成工事規制区域				
	※上記詳細は、土地利用調整課（TEL. 042-724-4256）及び建築開発審査課（TEL. 042-724-4395（開発審査係）・042-724-4413（建築審査係））へお問合せください。					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	施設の種類	引込状況	事業所等			連絡先
	電 気	無	東京電力エナジーパートナー（株）多摩カスタマーセンター			0120-995-661
	上 水 道	無	東京都水道局町田サービスステーション			0570-091-101
	下 水 道	無	町田市下水道部下水道管理課			042-724-4328
	都市ガス	無	東京ガス（株）お客様センター			0570-002-211
	供給処理施設の引込についての詳細は、希望する建築計画の可否も含めて、各供給処理事業者等へお問合せください。 ※送電線下のため、建物の建築については原則不可となります。					
位 置		鶴川駅から南西へ約 2 k m				
交 通		鶴川駅から神奈中バスで約 7 分「大蔵」下車、徒歩約 5 分				

公共機関等	市 役 所	北東へ約 800m 鶴川市民センター
	学 校	東へ約 550m 大蔵小学校
	消 防 署	北東へ約 1 k m 鶴川消防署
	郵 便 局	北東へ約 350m 鶴川郵便局
	店 舗	北東へ約 400m スーパーマーケット
その他	・地積測量図はありません。現地状況を優先します。	
	・送電線下のため地役権が設定されています。建築確認の必要な建物は不可となります。	
	・落札後、利用計画図等をもとに市と送電線管理会社で協議を行います。土地の使用開始	
	1 か月前までに計画図面等の提出をお願いします。なお、構造物の種類によっては許可	
	されない場合がありますので、必要に応じて事前に確認願います。	
	・生活道路側とフェンス沿いの植え込み（植栽樹含む）、樹木は、市にて撤去可能です。	
	12m道路側は、歩道があるため市では撤去できません。契約者にて安全対策ができる	
	場合には、自費工事による撤去は可能です。その際は、市と協議願います。	
	・生活道路側の縁石は、市では撤去できません。切り下げが必要な場合は自費工事と	
	なります。なお、段差解消ブロック等の設置は不可です。	
	・生活道路側の車止め（ポール）は市にて撤去可能です。	
	・本物件は未舗装です。市では舗装はできません。	
	・街路灯、電柱等の移設はできません。	
	・施設破損（事故等を含む）、騒音などのクレームや不法投棄等については、管理者責任を	
	もって対応願います。	

案内図



物件番号	2
------	---

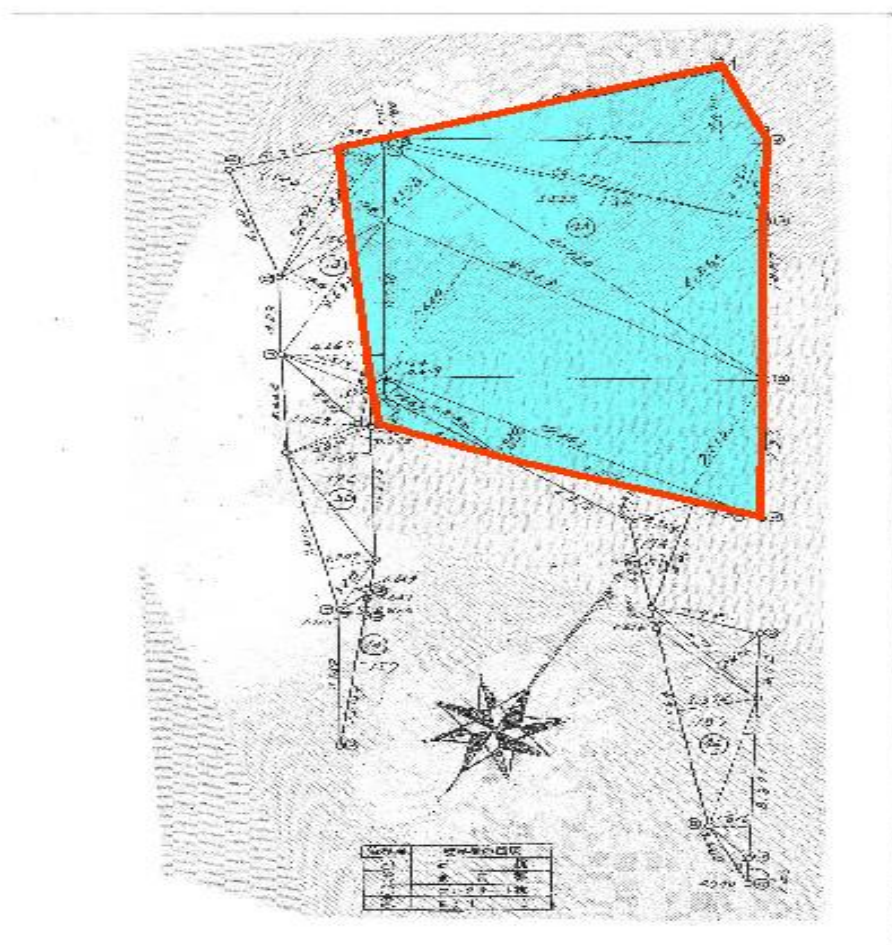
物件調書

物件の表示	所在・地番	東京都町田市玉川学園7丁目3535番186の一部、3535番156の一部、3536番8、3536番9				
	貸付面積	約 341 ㎡	地目	宅地	形状	平地
道路幅員及び 接面状況等		町田市道「南260号線」と「町田667号線」に接しています。道路幅員約6mです。				
法令等に基づく制限	区域区分	市街化区域	日影規制	3H, 2H1, 5m		
	用途地域	第一種低層住居専用地域	特別用途地区	第一種文教地区		
	指定建蔽率	40%	指定容積率	80%		
	高度地区	10m 第一種高度地域	防火準防火地域	—		
	その他の制限					
	※上記詳細は、土地利用調整課（TEL. 042-724-4256）及び建築開発審査課（TEL. 042-724-4395（開発審査係）・042-724-4413（建築審査係））へお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	施設の種類の	引込状況	事業所等			連絡先
	電 気	無	東京電力エナジーパートナー(株) 多摩カスタマーセンター			0120-995-661
	上 水 道	無	東京都水道局町田サービスステーション			0570-091-101
	下 水 道	無	町田市下水道部下水道管理課			042-724-4328
	都市ガス	無	東京ガス(株)お客様センター			0570-002-211
	② 電気などの引込についての詳細は、各供給事業者へお問い合わせください。 ②入札に関しては、各供給事業者に希望する用途の可否を必ずご確認ください。					
位 置		玉川学園前駅から東南方面に650m				
交 通		JR・小田急玉川学園前駅より徒歩10分				
関・店舗	郵便局	北西方へ約1km（道路距離）に町田玉川学園前郵便局があります。				
	店 舗	北西方へ約600m（道路距離）にコンビニエンスストアがあります。				
その他	① 現地には境界杭はありません。案内図面より現地の貸付面積を必ずご確認ください。					
	② 現地は現状引き渡しになります（植物、残置物等の撤去は行いません）。					
	③ 草刈りや敷地内の清掃等については、管理の一切を行っていただきます。					
	④ 契約終了後は、原則、原状復旧となります。					

物件配置図



物件詳細図（案内図面）



現地写真



3. 一般競争入札参加案内

町田市が行う一般競争入札による市有地貸付けに参加される方は次に掲げる事項を確認・承諾の上、入札申込みをしてください。

1 入札の対象とする物件

入札の対象とする物件は、2 ページ『貸付物件（一覧表）』のとおりです。なお、諸般の事情により入札を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 参加資格

個人及び法人のみとします。

※ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）は参加できません。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員は参加できません。

3 参加の手続

- （1）参加者は、必ず事前に現地を確認してください。なお、現地での説明会はありません。
- （2）申込みに当たり、物件数の制限はありません。ただし、同一物件に対しては、一人（一人）につき、一申込みとなります。
- （3）参加者は、一般競争入札参加申込書兼受付書及び誓約書に記入の上、参加受付場所まで持参いただくか、郵送により、お申込みください。
- （4）受付時に一般競争入札参加申込書兼受付書の複写（受付印及び受付番号記載）を交付します。この複写は、参加者の証明書類となり、入札時に必要となりますので大切に保管ください。

なお、郵送での参加申込の場合は、2025年12月19日（金）までに入札に必要な書類を送付いたします。この期日までに町田市からの書類が届かなかった場合は、至急、ご連絡ください。

4 参加申込時に必要な書類（複写可）

- ・ 一般競争入札参加申込書兼受付書（本書13ページ）
- ・ 誓約書（本書15ページ）

5 質問及び回答

（1） 受付期間

2025年12月1日（月）から12月8日（月）まで

(2) 受付方法

質問は電子メールのみで受け付けます。

メールアドレス: mcity7930@city.machida.tokyo.jp

(3) 回答方法

質問及び回答は、町田市ホームページにて公表します。入札参加者は、質問及び回答も合わせてご確認ください。

※応募状況についてのお問合せには応じられません。

6 参加の受付期間・受付場所及び郵送先

窓口申込	2025年12月1日（月）から2025年12月19日（金）まで 平日の午前8時30分から午後5時まで （土・日・祝日は窓口受付を行いません）
郵送申込	2025年12月12日（金） 必着 。必ず、簡易書留郵便をご利用ください。 封筒の表面に「一般競争入札申込」と朱色で記載の上、A4サイズの文書が入る返送用封筒（角形2号）と返送用切手（180円分）を同封の上、送付してください。 なお、郵送時の事故等については、町田市では責任を負いかねます。
受付場所及び 郵送先	〒194-8520 東京都町田市森野二丁目2番22号 【物件1】 町田市財務部市有財産活用課財産活用係（市庁舎5階504窓口） 電話：042-724-2151（直通） 【物件2】 町田市道路部道路整備課用地係（市庁舎9階901窓口） 電話：042-724-1122（直通）
注意事項	参加受付は、窓口及び郵送のみとなります。 申込時に書類不足がある場合は受付を行いません。
入札関係書類	申込受付時に、入札に必要な書類を交付します。 （申込受付時に交付する書類5点） ①一般競争入札参加申込書兼受付書の複写 ※受付印と受付番号記載のもの ②入札保証金納付書（3連綴り） ③入札書 ④入札封筒 ⑤入札保証金返還依頼書

7 入札当日の受付

日時	2026年1月22日（木） 午前10時から10時45分まで ※締切時間前であっても全参加者の受付が完了した場合は、その時点で受付終了とします。
場所	町田市庁舎 財務部市有財産活用課 5階 504窓口
必要書類【申込受付時に交付したもの】	①一般競争入札参加申込書兼受付書の複写 ※受付印と受付番号記載のもの ②入札書 ③入札封筒 ④納入通知書兼領収書原本（領収書印の押されているもの） ⑤入札保証金返還依頼書（納入通知書兼領収書のコピーを貼付） 【必要に応じて】 委任状（本書17ページ）※代理人による入札の場合のみ

8 入札保証金の納付と返還

（1）入札保証金は、事前納付です。

入札保証金は、各自の入札金額（貸付料（月額））に貸付期間の月数（60ヶ月）を乗じて得た金額の100分の3以上の金額が必要です。申込時に納付書を作成しますので、入札保証金額を決めてから申込みをお願いします。一度納付した入札保証金は変更できませんのでご注意ください。

（2）入札保証金の納付は、2026年1月22日（木）の入札受付前までです。

（3）落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に振込により返還します。なお、返還振込手続きは市にて納付の確認が取れたあとに行います。納付の確認には、最大2週間（市外の銀行などの場合）程度かかります。また、返還の完了は、納付の確認後から概ね4週間前後となりますので、予めご了承ください。市庁舎1階の指定金融機関派出所にて納付の場合は2～3日で納付確認できます。（ただし、小切手による納付はできませんのでご注意ください。）

（4）落札者以外の方は、入札終了後に、入札保証金返還依頼書（申込時交付）を提出してください。

（5）落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当するため返還いたしません。

（6）入札保証金に利息は付きません。

（7）入札保証金の納付後に入札を辞退する場合は、保証金を返還しますが、落札決定後に契約の締結に応じない場合は、入札保証金をお返しできませんのでご注意ください。

9 入札及び開札の日時・場所

日時	2026年1月22日（木） 午前11時から11時30分頃まで 受付が早く終了した場合は、入札時間が早まる場合があります。
場所	町田市庁舎 会議室（受付後にご案内します）
開札	入札時間終了後、もしくは、全参加者が入札を行った時点で同場所にて行います。

10 入札

- (1) 入札会場への入場には、参加の受付時に交付した一般競争入札参加申込書兼受付書の複写が必要となりますので、必ずご持参ください。
- (2) 入札は、入札会場に入場した方のみ参加いただけます。入札書は、入札参加申込時に交付します。
- (3) 参加者は、参加申込時に交付する所定の入札書に必要事項を記載・押印の上、入札してください。
- (4) 入札金額は、貸付料（月額）とし、町田市提示の最低貸付価格（月額）以上で入札してください。
- (5) 入札は、代理人に行わせることができます。この場合、本書21ページにある委任状が必要となります。代理人本人の身分証明書（免許証等）も必要です。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができません。

11 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもと公開で行います。開札に立会う入札者がいない場合、当該入札事務に関係のない町田市職員を立ち合わせます。なお、開札の際に、入札者の氏名・法人名及び金額を公表いたします。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の資格がない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者の入札
- (3) 規定の金額に満たない入札保証金を納付した者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの、または入札書に記入漏れのあるもの
- (5) 入札書に押印のないもの
- (6) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者に係る入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正したもの
- (9) 最低貸付価格（月額）に達しない金額での入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

1 3 落札者の決定

町田市提示の最低貸付価格（月額）以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者とします。

1 4 入札の回数

入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

1 5 くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない町田市職員にくじを引かせます。

1 6 落札者が契約を辞退した場合

落札者が契約を辞退した場合は、最低貸付価格（月額）以上で、第二位の価格の入札者から順次、落札者決定の手続きを実施します。

1 7 契約の説明会

- (1) 物件の借受予定者に、契約手続の説明を行います。
- (2)

日時 2026年1月22日（木）開札終了後 場所 町田市庁舎 会議室（入札と同じ場所）
--
- (3) 契約説明会には、参加の受付時に交付した一般競争入札参加申込書兼受付書の複写が必要となりますので、必ずご持参ください。
- (4) 契約説明会で、契約に必要な書類をお渡しします。

1 8 契約の締結及び契約保証金について

落札者は、2026年2月21日（金）までに町田市が別に定める様式の契約書により契約締結していただきます。

なお、契約に際し、契約保証金（入札保証金と合わせて落札金額に貸付期間の月数を乗じて得た金額の100分の10以上）を納付していただきます。契約保証金は、契約に関する通知とあわせて、納付書を後日送付しますので、契約締結日までにお支払いください。納付は、一括支払いのみとし、分割支払いはできません。

また、契約締結時に契約保証金の納入通知書県領収書原本（領収印の押されているもの）をご持参ください。

1 9 契約の確定

契約は、契約保証金を町田市に納付の上、町田市が落札者とともに契約書に記名・押印したときに確定します。

2 0 貸付料の支払い

落札価格を貸付料（月額）とし、貸付料の支払いは、町田市が発行する納入通知書により、年度毎に町田市が定める期日までに納付していただきます。

2 1 物件の引き渡し及びその他の費用等

- （１）物件は２０２６年４月１日時点における現状のままの引渡しとなり、管理用のフェンスや樹木、樹木根、パイプ柵、電柱・支線、金属柱、街路灯、擁壁等もそのままの状態での引渡しとなります。
- （２）入札物件について、地下埋設物及び地盤調査は行っていません。
- （３）賃貸借契約書に使用する収入印紙は、落札者の負担になります。

2 2 用途の指定・制限等

（１）指定用途

物件番号１の用途は、駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む。）とし、２０２６年４月１日時点における現状有姿でお貸しします。

（２）用途の制限

以下の用途に供することを禁止します。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これに類する業
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所又はこれに類するもの

（３）転貸の禁止

物件を転貸し、又はこの物件の賃借権を譲渡することはできません。

（４）実地調査等

使用状況を確認するため、町田市は随時、土地の利用状況について実地調査し、又は借受人（落札者）に対して必要な報告を求めることができます。この場合、借受人（落札者）には、これに協力していただかなければなりません。

（５）違約金

上記に違反した場合、違約金を徴収し、契約を解除する場合があります。

（６）用地の管理等

貸付期間中の用地管理（草刈、防塵対策等）は、借受人が行うこととします。また、近隣住民から騒音等の苦情が出ないよう配慮し、事故等が発生しないよう、十分注意し、苦情・事故等が発生した場合には、借受人の責任及び負担により、速やかに対応することとします。

4. 提出書式

様式①

物件 番号		受付 番号	*
----------	--	----------	---

一般競争入札参加申込書兼受付書

(兼 入札保証金申請書)

町田市長 様

一般競争入札による町田市市有地貸付けについて、市有地貸付公募実施要領を確認し、承諾いたしましたので、次のとおり参加申込みいたします。

年 月 日

1 申込人 住所 〒

※平日の日中に連絡のとれる

氏 名 Tel 電話番号をご記入ください。

※ 法人の場合、入札を担当される方の

担当者 氏名をご記入ください。

2 参加物件

物件 番号	所在	
----------	----	--

3 使用目的 ☐ 駐車場(口時間貸・口月極 : 約 台)

該当する使用用途全てにチェックし、駐車場の場合は使用規模(例:約10台)を記入してください。

※「等」や「など」の表現は使用せず、具体的に記入してください。

4 入札保証金額(下記の金額で納付書を作成します)

金 額										円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

【申込みに当たって提出する書類】

・本書…1通 ・誓約書…1通(15 ページ。ご記入・押印の上、お申込みください。)

【入札の日時・場所等】

(1)日 時 2026年1月22日(木)午前11時～(受付10時～10時45分)

(2)場 所 町田市庁舎 会議室(受付後にご案内します)

(3)その他 申込みをされた方には、受付印及び受付番号を押した本書のコピーをお渡しします。こちらは、入札参加者であることを証明する書類となりますので、大切に保管して下さい。また、入札及び契約説明会場への入場の際に必要となりますので、必ずご持参ください。

町 田 市 受 付 印

*

お手数ですが、入札を知ったきっかけに○をお願いします。

1.町田市広報 2.町田市HP 3.その他()

誓 約 書

私は、一般競争入札による市有地貸付けの参加にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 成年被後見人又は被保佐人ではありません。
- 2 破産者で復権を得ない者ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 4 3に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体ではありません。
- 5 入札に際し、入札案内書、物件調書、入札物件の法令上の規制等、全てを承知の上、参加いたします。後日、これらの事柄について、町田市に対し、一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 6 この誓約した内容に虚偽があった場合、町田市が入札参加の取消、入札の無効、契約解除を行っても、町田市に対し、一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日

町 田 市 長 様

住
所

氏
名

印

※印鑑登録されている印鑑で押印ください。

委任状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記市有地貸付けに関する一般競争入札及びこれらに付帯する一切の権限を委任します。

記

物件 番号		所在・地番	
----------	--	-------	--

年 月 日

町 田 市 長 様

申込人 住 所

氏 名

印

《注意事項》

- 1 申込人の印は、印鑑登録済み（実印）の印鑑を使用してください。
- 2 法人代表者で社内代理人の場合でも、委任状が必要です。
- 3 この委任状は、入札当日、お持ちください。
- 4 代理人本人の方は身分証明書（免許証等）を持参ください。

◇参考資料

・【契約書式】（物件 1）

土地賃貸借契約書（案）

賃貸人 東京都町田市 を甲とし、賃借人 《落札者》 を乙として、甲乙間において、次の条項により土地賃貸借契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を乙に賃貸する。

所 在	地目	地積	貸付面積
東京都町田市大蔵町字大蔵 520 番 2	公衆用道路	183 m ²	183 m ²
東京都町田市大蔵町字大蔵 521 番 2	公衆用道路	28 m ²	28 m ²
東京都町田市大蔵町字大蔵 520 番 4	公衆用道路	45 m ²	45 m ²
東京都町田市大蔵町字大蔵 521 番 4	公衆用道路	18 m ²	18 m ²
		合計	274 m ²

（使用目的及び方法）

第2条 乙は、この土地を駐車場の用地として使用し、賃貸借期間中、継続して駐車場を営業・運営するものとする。

2 乙は、この土地に前項に規定する使用目的のための工作物等を設置するときは、甲に対し、あらかじめ図面その他当該工作物等の内容を示す資料を提出しなければならない。

3 乙は、この土地に第1項に規定する使用目的以外のための工作物等を設置するときは、甲に対し、あらかじめ書面で申請を行い、甲の承認を得なければならない。

（賃貸借期間）

第3条 この土地の賃貸借期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。
ただし、甲乙協議の上、5年を上限として最大1回まで更新することができる。

2 乙が、この土地に対する工作物等の設置及び撤去に要する期間は、前項の賃貸借期間に含めるものとする。

（契約保証金の支払）

第4条 乙は、甲に対し、この契約に基づく債務の履行を担保するため、契約保証金 《落札金額に貸付期間の月数を乗じて得た金額の100分の10以上》 円を支払わなければならない。ただし、乙が甲に対し支払済みの入札保証金 《入札金額に貸付期間の月数を乗じて得た金額の100分の3以上》 円は、契約保証金の一部に充当するものとする。

2 乙は、契約保証金を、甲が指定する方法により支払うものとする。

3 甲は、契約保証金を、この契約に基づき乙が甲に対し負担する一切の債務の弁済に充当することができる。

4 甲は、この契約が終了した場合、乙がこの土地を明け渡した後に、乙に対し、契約保証金を返還する。ただし、乙の甲に対する債務がある場合には、その債務に契約保証金を充当した残額を返還する。

5 契約保証金には、利息を付さない。

（賃料及び延滞金）

第5条 賃料は、月額 《落札金額》 円とし、乙は、甲の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までにその指定する場所でこれを納付しなければならない。

2 乙は、納付期限までに賃料を支払わないときは、納付期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

3 既納の賃料は還付しない。

(費用負担)

第6条 乙が、この土地に設置した工作物等の設計、整備、運営、維持管理、修繕等に係る費用は、乙の負担とする。

(転貸等の禁止)

第7条 乙は、第三者に対し、この土地を転貸し、又はこの契約に基づく賃借権を譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承認した場合はこの限りでない。

(禁止事項)

第8条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この土地を第2条第1項に規定する使用目的以外の用途に供すること。
- (2) 第2条第2項又は第3項の規定に違反して工作物等を設置すること。
- (3) この土地の形質又は形状を改変すること。
- (4) この土地に建物を建築すること。ただし、あらかじめ甲が書面により承認した簡易な建物(借地借家法(平成3年法律第90号)上の建物に該当しないものに限る。)はこの限りでない。
- (5) この土地に設置した工作物等(前号の建物を含む。以下同じ。)に係る所有権、担保権等の登記をすること。

(賃借人の義務)

第9条 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 前項の義務のほか、乙は、この土地の使用に関し、次に掲げる義務を負う。

- (1) 第2条第1項に規定する駐車場事業に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 近隣と調和のとれた使用をし、近隣住民に迷惑をかけないこと。
- (3) 定期的な除草及び清掃を行うこと。
- (4) 隣接道路の清掃等を行い、周辺環境の保持に努めること。
- (5) 駐車場利用者の車両入出庫の際の安全を確保し、交通事故を防止すること。
- (6) 駐車場利用者以外の者の立入りを禁止すること。
- (7) 工事は、周辺住民に事前に周知し、安全を確保して行うこと。
- (8) 甲によるこの土地の使用状況等の調査に応じ、これに協力すること。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲が通知する管理上必要な事項を遵守しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第10条 乙は、甲に対し、この土地に投じた有益費又は必要費があっても請求することはできない。

2 乙は、甲に対し、この土地を返還するに際しての立退料、移転料、工作物等の買取りの費用等を請求することはできない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第23

8条の5第5項に定める損失補償についてはこの限りでない。

(損害賠償)

第11条 乙又はその代理人、使用人、請負人等が、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。

2 乙がこの土地に設置した工作物等の瑕疵によって、甲又は第三者に損害を与えた場合も、前項と同様とする。

(期間内解約)

第12条 甲は、賃貸借期間終了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の5第4項に基づき、この契約を解除することができる。この場合、契約の解除に伴うこの土地の原状回復、この土地の返還及び賃料の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、賃貸借期間終了前であっても、解約しようとする日の10か月前までに甲に対し、書面で通知してこの契約を解約することができる。この場合、乙は、甲に対し、甲が受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が第8条の規定に違反し、又は賃貸借関係を継続し難い背信行為を行なったときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 前項のほか、甲は、乙がこの契約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めた催告の上、この契約を解除することができる。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合、乙は、甲に対し、甲が受けた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第14条 乙は、第12条第1項の規定による場合を除き、この契約が終了する場合には、賃貸借期間の終了までに、乙の負担で、この土地に設置された一切の工作物等を撤去し、この土地を更地にして甲に返還しなければならない。ただし、甲が工作物の撤去及び返還方法等について指示した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項に規定する原状回復を行わない場合には、乙の費用負担で、乙に代わって、この土地に設置された工作物等を撤去し、この土地を更地にすることができる。この場合において、乙は工作物等の所有権等一切の権利を放棄し、また甲に対し異議を申し出ることができない。

(遅延損害金)

第15条 乙がこの土地の返還を遅延した場合は、乙は、甲に対し、契約を解除されたときには解除の翌日から、賃貸借期間が終了した時においては終了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、1日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2 前項の1日当たりの賃料相当額は、第5条第1項に規定する賃料の年額を365で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(違約金)

第16条 乙は、第8条の規定に違反したときは、甲に対し、甲が定める期日までに違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、この土地の賃料の年額の100分の30に相当する額とする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約の各条項について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

第20条 乙は、この契約を締結するにあたり、以下に記載する事項について承諾し、甲に対して、一切の異議申し立て及び訴えは行わないものとする。

(1) 地積測量図はなく、「現状渡し」となること。

(2) 送電線下のため地役権が設定されており、建築確認の必要な建物は不可であること。

(3) 落札後、利用計画図等をもとに甲と送電線管理会社で協議を行う。土地の使用開始1か月前までに計画図面等を提出すること。構造物の種類によっては許可されない場合があるので、必要に応じて事前に確認を要すること。

(4) 12m道路側の植え込み(植栽柵含む)は、歩道があるため甲は撤去できない。乙にて安全対策ができる場合には、自費工事による撤去は可能。その際は、甲と協議を要すること。

(5) 生活道路側の縁石は、甲は撤去できず、切り下げが必要な場合は乙の自費工事となること。なお、段差解消ブロック等の設置は不可であること。

以上、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・捺印の上、各自1通を保有する。

202 年 月 日

【甲】 東京都町田市森野二丁目2番22号
東京都町田市
町田市長 石 阪 丈 一

【乙】

町田市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約

(総則)

第1条 本特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

本特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特約の記載内容を優先して適用する。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

(1) 甲 賃貸人である町田市をいう。

(2) 乙 町田市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。

(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。

(4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

(5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。

(6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。

ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為

イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為

ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為

エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

オ. アからエまでに掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為

(7) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(1) 本人、役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 本人、役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 本人、役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 本人、役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6) 本人、役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を順守しなければならない。

(1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) この契約の履行のために締結する契約の相手方(以下「当該相手方」という。)が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。当該相手方から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

2 乙は、この契約の履行のために締結する契約において、第3条第1項及び前項により乙が順守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

3 乙が第1項の報告、届出等を怠ったときは、甲はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。

4 第3条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。

関 係 法 令

▽地方自治法施行令（抄）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

▽風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれを随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技させる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

▽暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

※ 最新の法令は、参加申込み前に、ご自身で確認をお願いいたします。

★町田市庁舎への交通アクセス



○電車でお越しの方

小田急線町田駅西口から徒歩約 8 分。

JR 横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩約 11 分。

○バスでお越しの方

「町田市役所 市民ホール前」下車。

○車でお越しの方

町田市庁舎に併設する立体駐車場をご利用いただけます。

1. 来庁者の方は、駐車券を庁舎内へ必ずお持ち下さい。
2. 用務先の課で駐車券に確認スタンプを押してもらった後、1 階総合案内で無料処理を受けてください。
3. 用務終了後は速やかに出庫して下さい。一定の時間を超えると有料になります。

※用務以外の駐車時間は有料になります。



お問 合 せ

- ・物件1 町田市 財務部 市有財産活用課 財産活用係(5階 504窓口)
(土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時)
電話:042(724)2151(直通) / FAX : 050(3085)5311(直通)
- ・物件2 町田市 道路部 道路整備課 用地係(9階 901窓口)
(土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時)
電話:042(724)1122(直通) / FAX : 050(3085)5311(直通)

- ・町田市代表電話 (年中無休 午前7時から午後7時)
電話:042(722)3111 / Eメール : 5656@machida.call-center.jp

- ・町田市ホームページ
「事業者の方へ」⇒「入札・契約」⇒「市有物件の貸付・売却」⇒「市有物件貸付」